

第1章 教育職員免許法の概要

1 目的

免許法は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。(免許法第1条)

2 教育職員

免許法の適用を受ける教育職員は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）並びに幼保連携型認定こども園の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）である。(免許法第2条第1項)

3 所轄庁

教員の勤務する学校の種類に応じ「所轄庁」は、次のとおりである。(免許法第2条第3項)

学校の種類	所轄庁
大学附置の国立又は公立学校	大学の学長
大学附置の学校以外の公立学校 (第一条学校に限る。)	学校を所管する教育委員会
大学附置の学校以外の公立学校 (幼保連携型認定こども園に限る。)	学校を所管する地方公共団体の長
私立学校	都道府県知事

4 相当免許主義の原則

教育職員は、免許法により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。(免許法第3条第1項)「各相当の免許状」とは、教員の各種別（教諭、助教諭）にそれぞれ相当する免許状（中学校、高等学校については、それぞれ相当する教科についての免許状）のことである。例えば、小学校の教諭の職務に従事する場合には、小学校教諭の普通免許状又は小学校教諭の特別免許状を有していなければならない。

なお、免許状を有することは、教育職員となるための必要条件であるから、免許状を有しない者を教育職員に任命又は雇用する行為は、違法であって当然無効である。(昭和39年3月3日最高裁判決)

5 相当免許主義の特例

(1) 講師

相当免許主義の原則からいえば、講師の免許状が必要となるが、講師の免許状は特に設けず、各相当学校の教員の免許状を有するものを充てるものとする。(免許法第3条第2項)

例えば、中学校の社会科の授業を担当する講師に必要な免許状は、中学校教諭の社会の普通免許状若しくは特別免許状又は中学校助教諭の社会の臨時免許状である。

(2) 特別支援学校教員

特別支援学校教員については、担当する領域の特別支援学校教員の免許状に加えて、それぞれの学校の「各部に相当する学校」の免許状を有する者でなければならない。(免許法第3条第3項)

なお、当分の間、各部に相当する学校の教諭の普通免許状を有する者は、特別支援学校の教員の免許状を有しないで、これらの学校の相当する各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師になることができ

また、特別支援学校において自立教科等以外の教科の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担任する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師は、特別支援学校教諭の普通免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有すればよいこととなっている。（免許法第17条の3）

義務教育学校教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。）については、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。（免許法第3条第4項）

中等教育学校教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。）については、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。（免許法第3条第4項）

次に掲げる事項の教授又は実習について特に必要があると認めるときは、あらかじめ愛媛県教育委員会に届け出て、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を非常勤講師として充てることができる。(免許法第3条の2、施行規則第65条の9)

- 教諭（主幹教諭、指導教諭を含む。）が、所有する免許教科の授業以外に他の教科の授業を担当する場合には、１年以内の期間に限り、愛媛県教育委員会の許可を受けて免許教科以外の教科を担当することができる。（免許法附則第２項）

工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は第十六条の四第一項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれその免許状に係る教科に相当する

教科及び総合的な学習の時間の教授又は実習を担当する中学校(中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部)の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師となることができる。(免許法第16条の5第2項、施行規則第66条の3第2項)

(9) 養護教諭の保健の授業担任

養護教諭の免許状を有し3年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭としての勤務経験がある者で、現に養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、その勤務する学校において保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができる。(免許法附則第14項)

6 免許状の種類

免許状は、教諭の免許状である普通免許状及び特別免許状と、助教諭の免許状である臨時免許状の3種類である。(免許法第4条第1項)

(1) 普通免許状

普通免許状は、小学校等の学校種別の教諭の免許状と学校種にかかわりのない養護教諭の免許状、栄養教諭の免許状とに区分され、更にそれぞれ、専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分される。(免許法第4条第2項)

(2) 特別免許状

特別免許状は、63年改正法により新たに設けられた免許状であり、専門的な知識、技能等を身につけた社会人を学校現場に教諭として採用することをねらいとしたものであるが、その免許状は、授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。(免許法第5条第2項～第4項、第9条第2項)

(3) 臨時免許状

臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定に合格した者に授与するものであり、その免許状を授与されたときから3年間、授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。(免許法第5条第5項、第9条第3項)

7 一種免許状取得の努力義務

教員に求められる資質能力の水準については、大学卒業が基本であるとの観点から、63年改正法により、教育職員でその有する相当の免許状が二種免許状であるものは、相当の一種免許状取得の努力義務が課せられた。(免許法第9条の2)

なお、相当の二種免許状を有する教員(幼稚園教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。)については、採用後12年を経過した時点で、次のような措置が講じられる。

(1) 授与権者は、採用後12年を経過した教員に対して、本人の意見を聴いて、以後3年間に一種免許状を取得するのに必要な単位を修得できる大学の課程、認定講習、通信教育等の指定を行い、任命権者はその受講の機会を与えるように努めなければならない。(免許法別表第3備考第8号、第9号)

(2) 上記の指定を受けた者で、3年以内に一種免許状を取得しないものについては、在職年数による単位の通減措置が、適用されない。(免許法別表第3備考第10号)

1 一般的事項

特別支援学校の教育職員は、「各部相当の免許状（学校種・教科ごと）」と「特別支援学校の教員の免許状（特別支援教育領域ごと）」の両方を有する者でなければならない。（養護教諭・養護助教諭、栄養教諭、自立教科等の教授を担当する教員を除く。）（免許法第3条第3項）

《事例：特別支援学校（視覚障害者領域）の小学部の教員》

小学校の免許状	+	特別支援学校の免許状（視覚障害者領域）
幼・小・中・高 各部に 相当する学校の免許状		担当する特別支援教育領域 の免許状

※ 特別支援学校教諭免許状の領域について

盲・聾・養護学校が特別支援学校に一本化されたことに伴い、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状が特別支援学校の教員免許状となった。（免許法第3条及び第4条の2）

また、特別支援学校教諭免許状は、学校教育法第72条に規定する特別支援学校の目的に合わせて、次の5つの特別支援教育領域を定めて授与される。

特別支援 教育領域	視覚障害者に関する教育の領域	聴覚障害者に関する教育の領域
	知的障害者に関する教育の領域	肢体不自由者に関する教育の領域
	病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域	

※ 左欄の免許状は、次表右欄の免許状の授与を受けたものとみなされる。（18 年改正法附則第5条）

左欄	右欄
盲学校の免許状	特別支援学校の免許状（視覚障害者領域）
聾学校の免許状	特別支援学校の免許状（聴覚障害者領域）
養護学校の免許状	特別支援学校の免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者領域）

2 相当する各部の普通免許状を取得している者（免許法附則第15項）

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

〔注〕「教諭の免許状」・・・普通免許状及び特別免許状

《事例：特別支援学校（知的障害者領域）の高等部の教員》

高等学校教諭普通免許状 のみ

幼・小・中・高 各部に相当
する学校の普通免許状

※ 特別支援学校（知的障害者領域）の免許
状がなくても教授可能。

※ 高等部以外で教授することはできない。

（適用できない事例）

高等学校助教諭臨時免許状

臨時免許状ではこの規定は
該当しない。

※この場合、特別支援学校（知的障害者領域）
の免許状も必要。

3 「知的障害者」である幼児児童生徒に教科の指導を行う場合

担当する領域の特別支援学校教諭普通免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、自立教科等以外の教科の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。（免許法第17条の3）

[注] 1 免許法第17条の3は、知的障害者に対する合科指導の必要性の観点から設けられた規定であり、教科の教授・実習のみ担当可能。

※ 部・教科の種類にかかわらず全教科の指導が可能

2 学級担任にはなれない。

3 「教科」ではない特別活動（ホームルーム等）、道徳は教授できない。

《事例：特別支援学校（聴覚障害者領域）で中学部の知的障害者に対し教科を指導する教員》

小学校教諭普通免許状 + 特別支援学校教諭普通免許状（聴覚障害者領域）

幼・小・中・高 いずれ
かの学校の普通免許状

担当する特別支援教育領域
の普通免許状

（適用できない事例①）

小学校教諭普通免許状 + 特別支援学校教諭普通免許状（病弱者領域）

担当する特別支援教育領域以外の普通免許状

（適用できない事例②）

小学校教諭普通免許状 + 特別支援学校助教諭臨時免許状（聴覚障害者領域）

臨時免許状ではこの規定は該当しない。

4 専科担任制度について（免許法第16条の5）

特別支援学校においても、小学校・中学校と同様、専科担任が可能。

（1）小学校専科（第1項）

中・高等学校教諭免許状を有する者は、小学部でその教科の教授・実習を担当可能。ただし、担当する特別支援教育領域の特別支援学校教員の免許状が必要。

（2）中学校専科（第2項）

次の表の高等学校教諭免許状を有する者は、中学部でその教科（事項）の教授・実習を担当可能。ただし、担当する特別支援教育領域の特別支援学校教員の免許状が必要。

工芸・書道・看護・情報・農業・工業・商業・水産・福祉・商船・看護実習・情報実習・農業実習・工業実習・商業実習・水産実習・福祉実習・商船実習

第16条の4第1項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項（柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務）

【よくある質問と答え】

Q 1 特別支援学校教諭免許状を有する者であれば、全ての領域の特別支援学校の全ての学部で、教員となることができますか。

A 1 できません。

特別支援学校の教員となるためには、原則、「各相当学校の教員の免許状（学校種・教科ごと）」と「担当する領域が定められた特別支援学校の教員の免許状」の両方が必要です。

例えば、病弱者領域の特別支援学校の小学部で教員となるために必要なのは、病弱者領域が定められた特別支援学校教員免許状と小学校教員免許状です。

※ 特別支援学校の教員の免許状は、特別支援教育領域ごとに分かれており、担当する特別支援教育領域の免許状が必要である。

また、免許法第3条第3項に「特別支援学校の教員（略）については、（略）特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。」と定められているため、原則、学校種免許と特支免許の両方が必要となる。

Q 2 高等学校教諭普通免許状のみを有する者を、特別支援学校の中学部に講師（又は教諭）として配置する場合、中学校助教諭臨時免許状が必要ですか。

A 2 中学校助教諭臨時免許状だけでなく、担当する領域の特別支援学校助教諭臨時免許状も必要となります。

※ 免許法附則第15項に、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、特別支援学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる。」とあるため、例外として学校種の普通免許状を所有していれば、特支免許がなくても、その学部の教員となることができる。

しかし、この事例では、学校種免許は臨時免許状であり、免許法附則第15項にはあたらないため、原則どおり、学校種免許と特支免許の両方が必要となる。

Q 3 特別支援学校教諭普通免許状（知的障害者領域）と中学校教諭普通免許状を有する者が、肢体不自由者領域の特別支援学校の小学部で、知的障害のある重複障害者に対して教科の授業を行うことができますか。

A 3 質問の事例では、授業を行うことができません。（免許法第17条の3を適用しての知的障害者に対する教科の教授には、その学校にかかる領域の特別支援学校教諭普通免許状が必要です。質問の事例では、肢体不自由者領域の特別支援学校教諭普通免許状が必要となります。）

※ 免許法第17条の3を適用して、専ら知的障害者に対し自立教科等以外の教科の教授又は実習を行うには、担任する領域の特別支援学校教諭普通免許状と幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状が必要である。

Q 4 中学校教諭普通免許状のみを有する者が、肢体不自由者領域の特別支援学校の小学部で、知的障害のある重複障害者に対して教科の授業を行う場合、特別支援学校助教諭臨時免許状（肢体不自由者領域）があればよいですか。

A 4 肢体不自由者領域の特別支援学校助教諭臨時免許状だけでなく、小学校助教諭臨時免許状の両方が必要です。

※ 免許法第 17 条の 3 を適用する場合に特別支援学校免許状は、担任する領域の特別支援学校教諭普通免許状であり、臨時免許状では免許法第 17 条の 3 を適用できない。

Q 5 特別支援学校教諭普通免許状（肢体不自由者領域）と中学校教諭普通免許状を有する者が、肢体不自由者領域の特別支援学校小学部で、知的障害のある重複障害者のクラスの担任になることができますか。

A 5 担任となることはできません。

※ 免許法第 17 条の 3 で認められているのは、自立教科等以外の教科の教授及び実習を行うことのみであるため、担任をすることはできない。

Q 6 特別支援学校教諭普通免許状（肢体不自由者領域）と小学校教諭普通免許状を有する者が、肢体不自由者領域の特別支援学校中学部（所有する学校種免許状と違う学部）で、自立活動の授業を行うことができますか。

A 6 質問の事例では、自立活動の授業を単独で行うことができません。

※ 免許法第 3 条第 3 項のとおり、「各相当学校の教員の免許状（学校種・教科ごと）」と「特別支援学校の教員の免許状（特別支援教育領域ごと）」の両方を有する必要があるため、自立活動の授業であったとしても、各相当学校教員免許状である中学校教員免許状が必要である。

また、専ら知的障害者に対する授業であったとしても、免許法第 17 条の 3 で認められているのは、自立教科等（＝自立教科及び自立活動）以外の教科のみであるため、やはり自立活動の授業を行うことはできない。

Q 7 ティームティーチングで授業を行う場合、該当部相当の免許状を有していない者を補助者とすることは可能ですか。例えば、Q 6 で自立活動の授業をティームティーチングで行う場合、小学校教諭普通免許状を有するものが、授業の補助者として入ることは可能ですか。

A 7 ティームティーチングによる授業を行う場合、該当部相当の免許状を有する教員が作成した年間授業計画及びその指導・助言に基づき授業を行う場合においてのみ、該当部相当の免許状を有していない者を補助者とすることができます。（この場合、該当部相当の免許状を有していないため、該当部の講師とすることはできません。）

Q 8 高等学校教諭免許状のみ所有している者を、特別支援学校小学部の講師として配置することはできますか。ただし、ティームティーチングの補助者としてのみ授業を担当します。

A 8 小学校教員免許状を有する者でないと、小学部の講師として配置することはできません。この者をティームティーチングの補助者として小学部に配置するならば、講師発令はできません。A 2 でも述べたように、講師として配置するならば、小学校助教諭臨時免許状と特別支援学校助教諭臨時免許状が必要です。

※ 教諭、助教諭、講師の職につくためには、「教育職員は、（略）各相当の免許状を有する者でなければならない。（免許法第3条）」ということが原則である。高等学校教諭免許状のみ所有する者を、小学校に講師として配置できないのと同様である。